

令和元年第6回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月24日(月)午後2時00分から午後2時40分

2. 開催場所 すこやかセンター 2階 会議室

3. 出席委員(10人)

9番 出口 宣伸(会長代理)

1番 高田 秋光 2番 北清 裕邦 3番 藤崎 正雄

4番 松田 力 5番 善岡 浩樹 6番 大場 信一

7番 川本 和幸 8番 中村 広治

4. 欠席委員(1人)

会長 11番 水谷 茂樹

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の選出

第2 会議書記の指名

第3 農政報告

第4 農業委員会会務報告

第5 報告第6号 農業者年金裁定請求の進達について
(旧制度・老齢年金)

第6 報告第7号 農業者年金裁定請求の進達について
(新制度・老齢年金)

第7 報告第8号 農業者年金裁定請求の進達について
(旧制度・経営移譲年金)

第8 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第9 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

第10 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請に
ついて

6. 農業委員会事務局職員

南 秀幸事務局長・中村将平主査・手嶋啓太主事

7. 参与

細川直洋産業課長

8. 会議の概要

事務局長

ただ今から、令和元年第6回農業委員会総会を開会します。
水谷会長は、[REDACTED] 欠席
しております。出口代理に挨拶をいただき議事の進行をお願い
します。

出口会長代理

今説明がありましたとおり、水谷会長が欠席しましたので、
私の方で代わりに進行いたします。
先ほど地区代表理事から話がありましたとおり、一昨日に期
待した雨が降りまして、作物も少し元気が出てきたかなと思っ
ています。
ここ何日間かよい天気が続いて、その後の週末には、雨のよ
うなので、いい間隔でほどよい雨が降ってくれば、農作物の生
育に期待できると思っています。
この後農地パトロールもありますので、早速始めさせていた
だきます。

議 長

それではこれより令和元年第6回農業委員会総会を開会いた
します。

議 長

それでは、日程第1の会議録署名委員につきましては、指名
させていただきます宜しいでしょうか。

委 員

異議なし

議 長

それでは、会議録署名委員に、5番 善岡委員、7番 川本
委員の両名を指名します。

議 長

日程第2
会議書記には、事務局 南局長、中村主査、手嶋主事を配置
します。

議 長

日程第3 事務局長よりより農政報告があれば報告願いま
す。

細川産業課長

お疲れ様です、6月の農政報告と言うことで報告させていた
だきます。
皆様のお手元にちょっと古く、6月1日現在なのですけれど
も、普及センター発表による生育状況ということでお配りして
おります。
水稻の「ななつぼし」におきましては、生育・作業とも4日
早いということになっております。

また先ほど地区代の挨拶にもありましたがすいかの初競りが6月7日・メロンの初競りが6月14日に行われております。

すいかで昨年より2日早くメロンについては4日早い出荷となっております。

すいかメロン共に例年通り糖度も乗っており大変おいしい作柄とのことであります。

また、先週土曜日の6月22日にうちの直売所「みのりっち」がグランドオープンしておりますのでこちらの方も併せて報告させていただきます。

以上をもちまして農政報告といたします。

議 長

日程第4 委員会会務報告について、事務局から報告願います。

南事務局長

4ページをお開きください。【4ページ朗読説明する。】

議 長

5月26日全国大会に私が行かせていただきました。

この日東京も本当に暑く32～33度あったと思いますが向こうについて話題となったのが、今北海道は大変なことになっている。佐呂間では39.5度だったとのことでありますので、東京の方がまだ涼しかったと思います。

行ってすぐその夜に空知選出の国会議員さんへの要請活動、次の日は、北海道選出の国会議員との要請活動を行い、その後全国大会に出席しました。

[REDACTED]

あと会長会議があり、いろんな事例発表もありましたが飛行機の時間の関係もありまして、途中でありましたが、退席して最後まで居ることができませんでした。大変厳しく、忙しかったのですが、非常に良い経験と楽しい経験をさせていただきました。

これから行く機会のある方もいらっしゃると思いますが、是非行った方が良いと思います。

委 員

会務報告について何かご質問等ございますか。

議 長

なし

これから、報告4件と議案2件の審議を行います。

日程第5 報告第6号から日程第7 報告第8号について関

事務局長

連が有ります一括で提案します。

農業者年金の裁定請求について、事務局より説明願います。

5ページをお開きください 報告第6号 農業者年金裁定請求の進達について（旧制度・老齢年金）

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有するものとされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、別紙の者に係る農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和元年6月24日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹
6ページをご覧下さい 番号 67

進達日 令和元年6月10日
年金加入期間 本書のとおり
満65歳到達による裁定請求です。
以上で説明を終わります。

次に7ページをお開きください 報告第7号 農業者年金裁定請求の進達について（新制度・老齢年金）

農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係る老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和元年6月24日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹
8ページをごらん下さい、番号 122

新制度の老齢年金請求であり。
満65歳到達による裁定請求です。
以上で説明を終わります。

次に9ページをお開きください 報告第8号 農業者年金裁定請求の進達について（旧制度・経営移譲年金）

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有するものとされた旧法施行規則第24条の規定に基づき、別紙の者に係る農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和元年6月24日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹
10ページをごらん下さい、番号 412

進達日 令和元年6月13日

年金加入期間は本書の通り
経営移譲による裁定請求です。

ほかの従業員の[]さんに出資口数 2400 口を譲渡して
しております。

議長

以上で説明を終わります。

次に日程第 8 報告第 9 号

事務局長

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局より
説明願います。

11 ページをお開き下さい。

報告第 9 号

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による、相続により権利を取
得した旨の届出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和元年 6 月 2 4 日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

12 ページをご覧下さい。

受理番号 31-4 相続

資料編の 1 ページをご覧下さい。[]

以上で説明を終わります。

すいません言い忘れておりました。

農業委員会への斡旋等の希望はありません、この土地は

議長

[]に令和 5 年 12 月まで賃貸契約をしております。

以上で説明をおわります。

委員

質疑等ございますか。

議長

【質疑等なし】

議長

以上で 報告第 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による
届出について報告を終了いたします。

事務局長

次に日程第 9 議案第 16 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より
説明願います。

13 ページをお開き下さい。

議案第 16 号

農地法第 3 条の規定による許可申請についてについて
農地法第 3 条の規定による、農地の権利設定の許可申請があ
ったので別紙の者について議決を求める。

令和元年 6 月 2 4 日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹
14 ページをご覧ください。

受理番号 31-4 売買

売主 [REDACTED] さん

買主 [REDACTED] さん

資料 3 ページをご覧ください。

場所は、美葉牛 [REDACTED]
[REDACTED] な
っています。

単価は反当 25,000 円です。 [REDACTED]

議 長 [REDACTED] さんは隣接する農地を購入し経営基盤の安定を図るため
委員 ます。

以上で説明を終わります。

議 長 質疑等ございませんか。

なし

委員
議 長 質疑等が有りませんので、採決をいたします。承認される方
は、挙手を願います。

【全員挙手】

議 長 日程第 9 議案第 16 号
農地法第 3 条の規定による許可申請についてについて、原案
通り可決します。

事務局長 次に日程第 10 議案第 17 号
農業経営基盤強化促進法第 1 6 条の規定による要請について
説明願います。

15 ページをお開き下さい。

日程第 10 議案第 17 号

農業経営基盤強化促進法第 1 6 条の規定による要請について
所有権移転に係るあっせん申出を別紙のとおり受理したが、
利用権設定等が早期には困難であるため、北海道農業公社による
買入協議を北竜町に要請することについて議決を求める。

令和元年 6 月 2 4 日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

16 ページをご覧ください。

申請者は、
[redacted]

買入れ協議は、土地のあつせん調整がつかず、地域の担い手に集積するのに時間を要すると判断し、合理化法人に買入れ協議が必要と判断するものであります。

なお、通常は、譲渡所得税控除は800万円ですが、買入れ協議は1,500万円の控除があります。

土地の所在については、
[redacted]
[redacted]であります。

以上で説明を終わります。

[redacted]
[redacted]
[redacted]

議 長

委 員

[redacted]
[redacted]

議 長

質疑等ございませんか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

質疑等が有りませんので、採決をいたします。
承認される方は、挙手を願います。

議 長

【全員挙手】

日程第11 議案第17号
農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について
原案通り可決します。

総会に提案された議案について、全て終了いたしました。
以上を持ちまして令和元年第6回総会を閉会します。

議 長

5番委員

7番委員
